

湯川村空家・空地バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内の空家・空地の有効活用を通じて、村民及び村外居住者の定住促進による人口増加と地域の活性化を図るために実施する湯川村空家・空地バンク制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が居住を目的として建築し、現に居住の用に供していない建物及びその立地する土地をいう。
- (2) 空地 住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する土地で、現に使用していない土地をいう。ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第2項に規定する農用地等を除くものとする。
- (3) 所有者等 空家・空地について所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空家・空地バンク 空家・空地の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空家・空地の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家・空地バンク以外による空家・空地の取引を妨げるものではない。

(利用の制限)

第4条 湯川村暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団員等に該当する者は、空家・空地バンクを利用することはできないものとする。

(空家・空地の登録申込み)

第5条 空家・空地バンクへ登録を希望する所有者等は、空家・空地バンク登録申込書（様式第1号）により村長へ申し込むものとする。

2 村長は、前項による申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、登録することが適当と認めた場合は、当該空家・空地に関する情報を空家・空地台帳（以下「物件台帳」という。）へ登録しなければならない。

3 村長は、前項の規定による登録をしたときは、空家・空地バンク登録（変更）完了通知書（様式

第2号)を当該申込者へ通知するものとする。

(物件台帳の登録事項の変更の届出)

第6条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録情報に変更があったときは、空家・空地バンク登録内容変更届出書(様式第3号)を村長へ提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、登録内容を更新するものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合について準用する。

(物件台帳の登録の抹消)

第7条 村長は、物件台帳の登録された空家・空地が次の各号のいずれかに該当するときは、物件台帳からその登録を抹消するものとする。

(1) 空家・空地バンク登録抹消申出書(様式第4号)の提出があったとき。

(2) 当該空家・空地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 空家・空地バンクの登録の申込み内容に虚偽があったとき。

(4) 物件台帳に登録後、2年を経過したとき。ただし、再度空家・空地バンクへの登録の申込みがあったときを除く。

(5) 前4号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項の規定により、物件台帳から抹消したときは、その旨を空家・空地バンク登録抹消通知書(様式第5号)により物件登録者へ通知するものとする。

(登録情報の公開)

第8条 村長は、村のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、次に掲げる情報を一般に公開するものとする。ただし、物件登録者が公開を希望しない情報については、この限りでない。

(1) 登録番号

(2) 売却又は賃貸の別

(3) 物件所在地(小字まで)

(4) 希望売却価格又は賃料

(5) 物件の概要

(6) 設備の状況

(7) 管理の状況

(8) 位置図

(9) 物件説明図(配置図・間取り図)

(10) 写真

(空家・空地バンクの利用の申込み)

第9条 公開情報を得て、空家・空地バンクを利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）

は、空家・空地バンク利用申込書（様式第6号）に希望する物件の登録番号その他必要な事項を記入し、村長へ提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、利用申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、物件登録者に空家・空地バンク利用申込通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(1) 空家に居住し、又は定期的に滞在して、本村の自然環境、生活文化等を十分に理解・尊重し、地域住民と協調して生活しようとする者

(2) 空地に住宅を建築しようとする者

(3) 前2号に掲げる者のほか、村長が適当と認める者

3 村長は、第1項の規定による申込みがあった場合において、既に同項の規定による申込みがあったときは、第11条に規定する報告があるまでは受理しないものとする。

(物件登録者と利用申込者との交渉等)

第10条 村長は、物件登録者と利用申込者が行う空家・空地の売買及び賃貸借に関する交渉、契約等について、直接これに関与しない。

2 前項の交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決することとする。

(交渉結果等の報告)

第11条 物件登録者は、前条の交渉の結果を空家・空地バンク交渉結果報告書（様式第8号）により村長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 個人情報の取扱いについては、湯川村個人情報保護条例（平成9年条例第24号）に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。